

個人事業主のみなさまへ

青色申告

記帳指導実務

相談会

帳簿を備え付けて、金額のすべてに係る取引を正確に記録しなければならないことでの、
悩み等ありましたら、帳簿（仕訳帳・総勘定元帳・現金出納帳等）をご持参のうえ、
お気軽にお越しください。

また、新たに消費税の課税業者となられる方々において記帳は必須ですので、
この機会にぜひご相談ください。

お答えします！

正規の簿記
（複式簿記）
での記帳方法を
知りたい！

消費税の会計
処理はどのように
したらよいか？

消費税の会計
処理はどのように
したらよいか？

青色申告に
したいのだけど
手続きはどうしたら
よいか？

青色申告者とな
ることでの
特典はどのような
ものか？

さまざま
な
疑問・質問に

▶ 青色申告とは

毎日の取引をきちんと帳簿につけ、その帳簿に基づいて正確に所得や税額を申告する制度で、
青色申告をする人は、税金の面でいろいろ有利な特典が受けられます。

▶ 青色申告ができる人は

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を営んでいる人は、青色申告をすることができます。

▶ 青色申告の帳簿

青色申告者は、帳簿を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額のすべてに
係る取引を正確に記録しておかなければなりません。

なお、青色申告をする人への代表的な特典として、青色申告特別控除がありますが、10 万円の特別控除と 55
万円の特別控除があり、55 万円の特別控除を受ける場合（不動産所得の場合は事業規模による該当基準
があります）には、正規の簿記の原則により作成された損益計算書及び貸借対照表を確定申告書に添付する
ことが必要です。さらに、電子帳簿保存または e-tax で確定申告を行うと、これまでと同様に 65 万円の控除が受
けられます。つまり、正規の簿記の原則による会計帳簿作成という原則的な記帳をしている場合には、55 万円の
適用は可能ですが、現金出納帳を中心とした「簡易帳簿」の場合には、貸借対照表を作成したとしても、10 万
円の特別控除となります。

令和 5 年 (2023 年)

日程

9/1 [金]・8 [金]・15 [金]・22 [金] の 4 日間

時間

午前 10 時 から 午後 4 時 まで

[但し、正午から午後 1 時までは除く]

会場

白河商工会議所 又は 白河青色申告会（どちらでも結構です）

※尚、相談内容等により相談時間に個人差がございますので、予約は受け付けておりません。
お見えになられた方から順にご相談を受け付けます。その際、お待ちいただくこともございますのでご了承願います。

主催

白河商工会議所 〒961-0957 白河市道場小路 96-5 0248-23-3101
白河青色申告会 〒961-0908 白河市大手町 9-1 0248-22-1068